

すすめていかなければいけません。

参政権が18歳以上に引き下げられた今、主権者教育のあり方が問われています。子どもは「生まれながらに主権者である」という観点に立ち、生まれたその時から権利行使の主体と認められることこそが、主権者教育の始まりととらえる必要があります。

5. インクルーシブな高校教育、人権教育

障害者差別解消法の施行により、合理的配慮は義務となり、障害のある子どもたちが地域の学校で学ぶことは権利として認められることになりました。18年度から本格導入された「高校における通級指導」が、障害によって学びの場が分けられる制度とならないよう、各学校でのインクルーシブな教育実践の積み重ねと、「ともに学び、ともに育つ」理念を共有し、障害のあるなしにかかわらず、ともに学ぶことのできるインクルーシブな学校の構築が必要です。

社会の国際化にともなう外国につながる子ども、性的マイノリティの子ども、貧困に苦しむ子どもなど、様々な環境におかれている子どもたちが増えています。いじめや不登校、体罰などの事案も社会的に注目を集めています。私たちは、社会に存在するあらゆる差別や偏見、抑圧を無くし、子どもたちが安心して学べる場を保障していかなければいけません。社会全体に、人権を大切にする価値観や文化を広め、定着させていくことをめざします。

6. 学習指導要領の改訂について

高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領（高等部）は18年3月告示されました。特別支援学校については、障害者権利条約批准・障害者差別解消法施行後、最初の改訂であるにもかかわらず、依然として「障害による学習上・生活上の困難を改善・克服」することが強調されています。私たちは、子どもたちをとりまく環境の変更・調整によって、社会的障壁が取り除かれ、ともに学び、くらすことができる「社会モデル」の実践を広げていかなければなりません。

高等学校新学習指導要領は、22年度から年次進行で実施されます。教育内容の大幅な変更・科目の再編など、資質・能力を中心とする教育課程への変換が図られようとしています。グローバル社会で活躍できる人材育成の観点で貫かれた新学習指導要領は、真の意味のゆたかな教育とは言えません。また、観点別学習評価の導入は、06教育基本法で定められた狭い学力観によって規定されたものであり、子どもたちの学習活動を観点別に分けて点数化し、評価することに妥当性を見いだすことはできません。

子どもたちの主体的な思考・判断・表現を引き出す授業の創造から、ゆたかな学びについての意義や、定義に関する議論を高めていく必要があります。

7. 高大接続について

19年度施行の「高校生のための学びの基礎診断」は、高校教育のPDCAサイクルを確立するために、民間業者が参入して実施されます。各高校の教育課程が画一化され、授業がテストによって左右される懸念が生じます。

20年度から実施される大学入学共通テストにも、国語と数学の記述式試験の採点や英語の試験に民間業者が参入します。大学入試が、受験産業に制度として取り込まれ、受験生にとっては受験費用・受験機会・地域格差などの面で公平性に欠けることが懸念されます。

経済格差や地域格差が教育格差につながることをないように、ゆたかな学びの保障をめざしたとりくみが必要です。

8. メディアリテラシー教育と図書館教育・文化活動

スマートフォンやインターネット等の普及により、子どもたちの世界は私たち教職員が考えている以上に広がりを見せています。その一方で、いじめや犯罪等に利用され、場合によってはいのちにかかわる問題も噴出しています。情報モラルやメディアリテラシー教育の重要性がクローズアップされています。

また、読書活動は、子どもたちのゆたかなこころを育み、子どもたちの世界を広げ、生きる力の源をつくります。図書館教育は重要な役割もっています。

タブレット端末や図書館機能を活用した教育活動は急速に進化しています。子どもたちが、溢れる情報に混乱することなく、共生社会や平和を追求する世界観を拓き、自身の生き方を発見できるような、ゆたかな学びを保障するメディアリテラシー教育が求められています。

9. まとめ

教職員の超勤・多忙化は、限界を超えています。人も財源も増やせないのであれば、現在の学校現場の業務や行事を、削減を含め見直ししなければなりません。また、見直しすべきという世論も高まりをみせています。私たちに求められる教育課題は時代とともに、高度化・複雑化しています。多忙を理由に、課題解決を先送りすることはできません。この超勤・多忙化を生み出している現在の学校のあり方や「学力観」について、批判的な検証を加えることが必要です。

教育研究会はそれぞれの実践レポートをもとに、教育改革につながる議論をする場です。今日の教育課題について様々な意見の交換や相互理解にもとづいた議論をすることで、解決の方向性が見えてきます。今次教育研究会の各分科会において、岩手高教組の教育運動をどのようにすべきかの討論を展開し、ゆたかな学びを追求していきます。ともにがんばりましょう。